

事ヲ要ス午後ノ始業又同ジ

入門限ニ遅刻シタルモノニハ入場ヲ拒絶ス

但シ工場ノ都合ニヨリ特ニ入場ヲ許スコトアルベシ

第廿條 休日ハ左ノ通りトス

但シ工事ノ都合ニヨリ之ヲ廢止若クハ變更スルコトアルベシ

一、日曜日

二、大祭祝日

三、年末年始 自十二月卅日 至一月三日

前項休日ノ外特殊ノ必要アル場合ニハ臨時休業ヲナスコトアルベシ

第廿一條 職工ハ總テ洋服ヲ着用スベシ但シ已ムヲ得ザル事情アルモノハ此限りニアラズ

第廿二條 職工ハ其左胸部ニ徽章ヲ佩用スベシ

伍長以上ノ職工ハ帽章ヲ附シタル職帽ヲ着用スベシ帽章ハ一回ヲ限り本社ニ於テ之ヲ支給ス

徽章、帽章、及職帽ノ形狀体様ハ別ニ之ヲ定ム

第廿三條 職工入場セントスルトキハ其勤怠表ヲ監視部ニ差出スベシ

職工退場セントスルトキハ其勤怠表ヲ監視部ニ請求シ且ツ身体検査ヲ受クベシ

前二項ノ規定ハ職長心得以上ノ者ニ之ヲ適用セズ

第廿四條 勤怠表記載ノ勤務時間ニ相違アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ當該係事務所ニ通告シテ其訂正ヲ求ムルコトヲ要ス

第廿五條 徽章、帽章、又ハ勤怠表ヲ紛失シ若クハ毀損其用ニ堪ヘザルニ至リタルトキハ本人ノ費用ヲ以テ其交付ヲ本社ニ請求スベシ

第廿六條 疾病負傷其他已ムヲ得ザル事由ニヨリ臨時退場セントスルトキハ係員ノ許可ヲ受クベシ